

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である、B…一部を見直す必要がある、C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部署	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見
7月補正	1	担い手確保・経営強化支援事業	農林課	平成30年度 総合的なTPP関連対策大綱に即し、売上高の拡大や経営コストの縮減など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組み担い手に補助金を助成することにより、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図る。 本事業はイチゴの観光農園の設置に伴い、ビニールハウス及びイチゴの高設栽培設備一式を導入するものであり、本年度のみで完了する事業である。	経営の発展のために必要な施設や機械等を整備することで、経営の安定化が見込まれ、担い手の育成・確保につながる、というのが本事業の目的である。 このたび、事業実施主体である株式会社富ますシルクファームより、彦名千拓にビニールハウス6棟及びイチゴの高設栽培設備一式を導入を行うにあたり、補助金を活用して事業実施を行いたいとの要望があったものである。	国に採択された市町村で実施される。	今回のイチゴ農園は、米子鬼太郎空港等の交通の要所や皆生温泉等の宿泊地からアクセスしやすい場所に建設が予定されており、インバウンド需要を取り込むことができる体験型農業施設として、地域活性化に寄与することが期待される。	30,000	0	A	
2	米子市コミュニティ施設整備事業【拡大分】	総務部 地域振興課	平成30年度	住民活動の基盤となる、コミュニティ施設等の整備事業を行う自治会に対して補助金を交付する。 【対象事業】経費100万円以上の集会所新築・増改築等・スポーツ広場整備、放送設備等の整備 【補助額】補助対象経費の20/100、補助額の上限は1事業あたり300万円。 集会所の新築には、自治総合センターの補助(以下「宝くじ補助金」という。)の併用申請が可能。この場合、宝くじ補助金の決定に係る事務日程の都合上、当初予算措置ができないことから補正予算対応となる。	コミュニティ施設は、住民活動の拠点施設であるばかりでなく、災害時における地域住民の避難場所、自主防災組織活動の拠点施設等、市民の生命と安全の確保に深く関わる施設であり、その充実・整備は、公益上極めて重要である。	【鳥取市】補助率1/3 限度額1,000万円 補助対象経費50万円以上が対象。 【倉吉市】補助率は対象経費の16%以内の額 補助金の額は前年度調査の加入世帯数で限度額が決まる 【松江市】新築・取得:補助率2/3 限度額700万円 修繕:補助率2/3 限度額300万円	地域のコミュニティ活動の基盤となる施設整備を助成することで、住民活動の活性化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。さらに、災害時における地域住民の避難場所の確保、及び自主防災組織活動の拠点施設の機能強化を図ることとなり、住民の生命と安全の確保に効果が期待できる。	2,055	2,055	A	
3	障がい者福祉施設整備費補助事業	福祉保健部 障がい者支援課	平成32年度	社会福祉法人等が障がい者支援施設の新設又は増改築を行うに際し、整備費の一部を米子市民間障がい者福祉施設整備費等補助金交付要綱に基づき補助する。 市補助金額＝国県補助金額×1/15	障害者総合支援法に基づき障がい者福祉施設(生活介護、共同生活援助等)は、十分な数が整備されておらず、障がい者の受け入れに支障があるため、施設の新設等を支援することが必要である。	境港市、松江市が実施 ※補助率は米子市と同一の1/15	●NPO法人サポートイロカ ホームイロカ 定員10名 ※西部圏域では、共同生活援助施設の供給が必要に追いついていない状況にあるが、本整備は、待機者の解消、地域移行の促進につながるものである。 ●社会福祉法人地域でくらす会 生活介護施設 みんなの処 定員26名から30名に増員 ※西部圏域では、生活介護施設は不足しているが、当該施設の吹き抜け部分を改築することで、定員の増加が図れる。また、手狭感の解消により、現利用者の利用環境も改善が期待できる。	2,381	81	A	
4	自主防災組織育成事業【拡大分】	総務部 防災安全課	平成30年度	米子市自主防災組織補給金(新たに結成した自主防災組織に対する補助金)及び米子市自主防災組織育成補助金(防災訓練等・資機材整備)の交付、自主防災組織研修会の開催、防災士養成事業(防災士取得費用)として職員及び地域住民に防災士の資格取得の助成を行う。 今年度は、コミュニティ助成事業を活用して同成防災会に除警機を整備する。	災害時の被害の軽減を図るために、市民の共助の精神に基づく自主的な防災活動を支援する必要がある。	【H30年度コミュニティ助成額の状況】 鳥取市 500千円、境港市 2,000千円、日南町 2,000千円	財源がなく活動資機材が購入できない防災会の財政負担の軽減を図ることで、防災資機材の充実化を促進し、それによる地域の防災力向上が見込まれる。したがって、活動が活性化される。	1,800	0	A	
9月補正	1	ナイトデスティネーション in Yonago 事業	経済部 観光文化観光局	平成32年度 米子城跡と皆生温泉のライトアップを同時実施する。観光客や旅行者とともに市民も楽しめるナイトデスティネーション(夜の目的地)を提供し、宿泊や飲食につながる夜の魅力を高め、外国人観光客を含めた観光誘客や街歩きによる賑わいを創出する。あわせて、米子城跡の価値や魅力を多くの人に知ってもらうことを目的とする。<米子城跡ライトアップ>「米子城跡ライトアップ2018秋の陣」として、天守及び二の丸石垣のライトアップを行う。<皆生温泉ライトアップ>観光センターから海岸まで四条通りの各所に「定株灯籠」を設置し街歩きを誘う。	米子の街は夜に観光したり、遊んだりするところが少なく、宿泊者や旅行者のニーズを十分満たしていない現状であるため、観光客や旅行者とともに市民も楽しめる、夜の魅力を向上させる取り組みが必要である。	◆松江市：○松江水燈路・松江城ライトアップ/天守夜間登開平成30年9月1日～10月31日 ○松江城ライトアップ事業工事(常設化)を平成30年度実施予定(地方創生推進交付金第2回申請) ◆境港市：水木しげるロードライトアップ/1年中毎日 ◆出雲市：日御碕灯台をライトアップする「恋する灯台プロジェクト」事業を平成30年度実施予定(地方創生推進交付金第2回申請)	米子の夜の魅力を高めていくことで、宿泊や飲食につながる夜の観光振興を促進し、外国人観光客を含めた観光誘客や街の賑わいを創出するとともに、皆生温泉のイメージアップが期待できる。また、米子城跡の価値や魅力を市民をはじめ多くの人に実感してもらうことで、貴重な歴史遺産として米子城跡を適切に保存活用し、後世に伝えていくことが可能となる。	5,000	2,500	A	
2	米子市白ねぎ等緊急防除支援事業	農林課	平成30年度	平成30年7月5日(木)からの記録的大雨等の影響により播種した白ねぎ等が冠水したことから、病害の発生に対応するため、7月5日(木)から7月19日(木)の間に生育回復のために実施する緊急防除に要する経費の一部助成を行う。	白ねぎは、鳥取県のブランド野菜として定着しており、特に米子市では産地として白ねぎの栽培面積が大きく、今後においても白ねぎの振興を図る必要があることから、緊急防除に必要な経費を助成し、産地としての維持・継続を図り、農業経営の安定化を図る必要がある。	本事業の対象野菜は、県下全域の白ねぎ、アスパラガス、すいかを中心として対象が決められている。 県内他市(鳥取市・倉吉市・境港市)では事業実施に向け検討中。 県内西部町村(南部町、伯耆町、大山町、日吉津村)では、事業実施を検討中。	緊急防除(殺菌剤・液肥の散布)を行うことにより、白ねぎの生育回復が見込まれ、栽培農家の営農損失を軽減し農業経営の安定化が図られ、産地の維持・継続が図られる。	1,005	335	A	
3	非常備消防費【拡大分】	総務部 防災安全課	平成30年度	地域における消防・防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担い、常備消防と連携し、市民の生命・身体及び財産を火災等の災害から被害を軽減することを任務とする米子市消防団夜見分団が鳥取県代表として全国消防操法大会に出場するため、出場経費を支出しようとするもの。開催地：富山市、日時：平成30年10月19日(金)	消防操法大会県大会(ポンプ車の部)において米子市消防団夜見分団が優勝し、鳥取県代表になったため、大会で使用する消防ポンプ自動車の陸送費、旅費、装備品等の経費が必要。	岡山市…約3,700千円 鳥根県：広島県…台風のため県大会延期 山口県…県大会未実施(9月15日)	大会出場により、消防団の技術向上及び士気高揚を図るとともに消防活動の進歩充実に寄与する。また、操法訓練を通じて、災害時に迅速、かつ安全に行動ができることが見込まれる。	3,274	3,024	A	
4	米子市震災に強いまちづくり促進事業【拡大分】	都市整備部	平成32年度	米子市耐震改修促進計画に基づき、民間の住宅及び建築物の耐震診断・改修設計・耐震改修・除却に対する支援を行う。また、危険なブロック塀について、撤去・改修に対する支援を行う。(拡大分)	地震による建築物の被害は、建物の利用者への被害だけでなく、偶然にそこを通りかかった歩行者や避難路の寸断等、周囲に与える影響が大きいため、耐震診断や耐震改修・除却の支援事業を実施することにより、市民が住宅や建築物の耐震化を行い易い環境を整備する必要がある。	県内他市(鳥取市、倉吉市、境港市) 県内他市においても拡大予定	耐震診断や耐震改修への支援を行うことで、市民が住宅・建築物の耐震化に取り組みやすい環境を整備し、もって地震発生時の市民の生命の保護および建築物被害の軽減を図る。	10,000	2,500	A	

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である、B…一部を見直す必要がある、C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部課名	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見	
平成31年度新規事業	1	米子市まちづくりビジョン策定事業	総合政策課	平成31年度	現在の総合戦略の終期に合わせて、総合計画と総合戦略を一体化し平成32年度からスタートする「まちづくりビジョン(仮称)」を平成31年度中に策定する。 また、現在の米子がない創生総合戦略の進行管理を行うとともに、地方創生関連交付金の活用に伴い必要となる地域再生計画認定に伴う国等との協議を行う。	国は平成32年度以降の次期5か年の「総合戦略」の策定予定であり、地方版総合戦略は、国の総合戦略を軸策定することが求められているため次期総合戦略策定する必要がある。 また、総合計画は平成23年の地方自治法の改正により策定義務はなくなったが、米子市市民自治基本条例に基づき引き続き策定するものである。	総合計画および総合戦略ともに県内すべての市町村で策定されている	〇まちづくりの指針として市民や職員との共通認識を図ることができる。 〇総合計画と総合戦略の一体化により、効率かつ一体的な行政運営の遂行および戦略的まちづくりの推進が図られる。 〇現在総合戦略で行っている外部有識者会議による効果検証組織をビジョンに引き継ぐことにより、PDCAサイクルによる適性かつ柔軟な施策の遂行が図られる。	3,819	3,819	A	
	2	淀江町巡回バス車両購入事業	総合政策課	平成31年度	運行委託事業者の事業撤退後に、本市において運行車両及び予備車両としてマイクロバス2台を取得して、引き続き事業を実施する。取得方法については、四輪駆動のマイクロバスを販売している事業者が1社のため随意契約となる。 また、車両を現行の小型バス(大型免許)からマイクロバス(中型免許)に変更し応募要件を緩和することで、速やかに新たな運行委託事業者を選定する。	バス路線「稲吉線」の廃止に伴い、平成13年9月から運行業務を委託して運行事業者の所有する車両で事業を実施しているが、運行事業者は乗務員不足を理由に来年度には運行委託を継続しない方針を示している。 車両及び乗務員を確保できる事業者を公募することは、近隣自治体の状況からも非常に困難なことから、本市で車両を購入して淀江町巡回バス運行委託事業を引き続き実施していく必要がある。 【合併協定書】生活交通の確保(循環・巡回バス)については、現行のとおり新市において実施するものとする。	鳥取市:コミュニティバス(くる梨) 鳥取市所有台数:小型バス8台(運行車両6台、予備車両2台) 倉吉市:事業なし 境港市:コミュニティバス(はまろーぷ)境港市所有台数:小型バス6台(運行車両4台、予備車両2台)	交通空白地が解消され、地域住民の生活にかかせない移動手段を確保することができる。	19,914	9,914	A	
	3	環日本海拠点都市会議【拡大分】	総合政策課	平成31年度	環日本海の拠点都市間の交流と発展方策について、会員都市の首長が一室に会して協議する「環日本海拠点都市会議」の第25回となる会議を米子市で開催する。本会議は会員都市の持ち回りにより開催されている。本市は第1回から参加しており、1994(第1回)、1995(第2回)、2008年(第14回)の開催実績がある。 【会員都市】14か国12都市 日本:米子市・鳥取市・境港市 中国:瓊春市・延吉市・図們市 韓国:東海市・東海市・浦項市 ロシア:ウラジオストク市・ナホトカ市・ハサン区	1994年(平成6年)「第1回環日本海拠点都市会議」が米子市で開催された。第1回と第2回は、鳥取県・米子市・境港市の共催事業として米子市で開催し、第3回以降は各参加都市の持ち回り開催となる。第7回からは、日本→韓国→ロシア→中国の順番で開催する現在の形になった。日本側で開催する場合、開催市以外の2都市共催市として協力して開催することとしている。鳥取県に対し、財政及び人的支援について要望済み。 環日本海交流の拠点として、会員各都市と信頼・友好関係を築き、経済、観光、環境、文化などさまざまな分野で積極的な交流を進めていくための礎となる会議と考え、継続参加してきた経過がある。	鳥取市開催:2011年(2009年から会員加入) 境港市開催:2001、2005、2015年	会員各都市と信頼・友好関係を築き、経済、観光、環境、文化などさまざまな分野で積極的な交流を進めていくための礎となる。また、各都市首長に本市を直接見て、感じて、知ってもらうことができる12年に1度の機会であり、産業施設視察を組み込むなど、本市をPRできる絶好の機会である。	13,858	5,188	A	
	4	青少年海外派遣研修事業	総合政策課	平成33年度	米子市に居住する高校生を対象に友好都市である中国保定市の海外派遣研修を実施する。また、引率者3人により事前に協議を行う。 研修時期は、平成31年度3月下旬6日間の行程とし、フォローアップを5月下旬とする。 研修生6人(公募)、引率者3人、合計9人を派遣 ・保定市内視察、保定市高校生との交流、大学の日本語学科の学生との交流等のメニューを保定市の協力により実施 ・事前講座及び研修後の結果報告書の作成及びビデオ通話を使用して交流した高校生との意見交換会を実施する等フォローアップ研修を行う。	将来のまちづくりの担い手として、国際的な視野と感覚を備えた青少年を育成する。 青少年の海外派遣事業は、「米子市ふるさとづくり(億円事業)」として米子市ふるさとづくり基金を活用し平成元年度から17年度まで提案公募型の事業として実施した。その後、費用対効果が計りにくい等の理由で廃止となった経過がある。 この度、友好都市である中国保定市の協力を得て、具体的に将来や進路について考える年代の高校生を対象とした海外研修を実施する。	・鳥取市(教委)グローバル人材育成事業(シンガポール) 中学生20人 ・南部町(教委)高校生サークル国際交流事業(韓国) 高校生10人 ・境港市(教委)中学生海外派遣研修事業(シンガポール) 中学生9人	国際化が進展する中、国際社会の現状について身をもって感じ、広い視野を持ち、郷土を理解し、その発展のために寄与する意欲を醸成する。 友好都市である中国保定市に派遣することにより、中国国家レベルの経済特区「雄安新区」の圏域である保定市の状況から国際社会発展の勢いを感じるとともに、友好都市としての交流も深まり、一層信頼関係を気づく架け橋となる人材の育成が期待できる。 また、平成33年度の交流30周年事業(於:米子市)に向けて更なる交流推進を図る。	2,633	2,333	A	
	5	国際交流員コーディネーター配置事業	総合政策課	平成31年度	米子市の任用する国際交流員の地域における生活や交流活動、国際交流事業の円滑な実施を支援するコーディネーター(非常勤職員)を配置する。	本市では、地域の国際化を推進するため中国と韓国の国際交流員を配置している。配置にあたっては、市民から、各国の最新の情報を伝えることができ外国人と生で触れ合うことのできる環境が求められるため、JETプログラムを活用している。JETプログラムにより配属される国際交流員を有効に活用するため、本市での生活上の支援、学校や公民館などの国際理解事業に参画する際の連絡調整や事務指導、自主企画事業を企画実施しようとする際の事務指導にあたるJETプログラムコーディネーターを配置することにより、国際交流事業を円滑に実施し、事業内容のさらなる充実を図る。	平成29年度は17都道府県31市町村で41人が任用されている。 県内では、平成30年度に鳥取市教育委員会がALT対応の非常勤職員をJETプログラムコーディネーターと位置付け1名配置。	コーディネーターを配置し支援を行うことにより、国際交流員をより有効に活用し、国際交流事業の充実を図ることができる。また、コーディネーターが国際交流員とともに事業に参画することにより、適切な指導体制を整え事業内容の質を高めることが期待できる。 そして、国際交流事業実施においてより良い体制を整えることができる。	2,113	2,113	A	環日本海拠点都市会議の増員分として配置
	6	後期高齢者の糖尿病性腎症重症化予防事業	市民生活課	平成35年度	保険者である後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する保健事業。後期高齢者医療保険加入者で糖尿病性腎症患者のうち、透析導入前段階にある患者に対し、生活習慣の改善により腎症の悪化を遅延させることを目的として、早期の保健指導を行う。本市は既に米子市国保加入者に委託事業で実施しており、同じ手法で実施する。	生活習慣による糖尿病起因と考えられる透析患者の一人当たりの年間医療費は約595万円となっており、医療費削減効果が見込まれる。平成30年度鳥取県では「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」が策定され、全県下で糖尿病性腎症重症化への予防対策が図られる。	県内実施市町村なし。	医療機関と連携して保健指導による糖尿病療養支援を行い、腎不全、人工透析への移行を遅らせることにより、後期高齢者のQOL(生活の質)の向上並びに医療費の削減に効果が期待できる。	1,568	0	A	
	7	中海生態系調査研究事業(米子水鳥公園運営事業拡大分)	環境政策課	平成33年度	鳥取県内における唯一のラムサール条約登録湿地(中海)のビジターセンター(拠点施設)である米子水鳥公園の調査研究機能を充実・強化する。 大型鳥類が飛来する湿地環境の保全には、生態系の現状把握は必要不可欠であり、共同調査団体である鳥取県との連携を強化し、ラムサール条約登録湿地中海の生態系の実態把握を行う。	・米子水鳥公園では、県内における生植物の調査研究は実施しているが、中海の生態系に関する研究はこれまで実施していない。そのため、県内唯一のラムサール条約登録湿地「中海」の拠点施設でありながら、その拠点としての機能を発揮していない。 ・現在、米子水鳥公園は自然観察指導員(レンジャー)のガイドや企画立案が大きな特徴となっているが中海の生態系の専門家は不在であり、調査研究機能の充実・強化に加え、年齢構成の平準化と知識・技能の継承から職員の増員が必要である。	近隣の類似施設:ゴビウス(職員34名・予算規模3億) 同規模の類似施設:きら浜自然観察センター(山口市)(職員10名・予算規模5600万円)	・調査研究機能の充実により、拠点施設としての価値が向上する。 ・県との連携強化により、湿地保全の取り組みの進展が期待できる。 ・組織の強化により、公園の特徴である企画やガイド機能が充実し、継続的な事業実施が可能となる。	6,250	6,250	A	市直営事業の移管が前提(更なる環境業務の移管を含む)

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である、B…一部を見直す必要がある、C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部署	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見
平成31年度新規事業	8 一般廃棄物処理基本計画策定事業	市民生活推進課	平成31年度	『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』の規定に基づき「米子市一般廃棄物処理基本計画」の第4次計画策定(平成32年度予定)に向けた調査を実施する。 調査1 組成分析調査 排出ごみの内容物の性質・質量などを抽出調査・分析 調査2 市民アンケート ゴミの減量・リサイクルに関するアンケート	『米子市一般廃棄物処理基本計画』の推進は、第3次総合計画においても「[4 ふるさといきいき]③環境共生・資源循環型の地域社会づくり」中の「2循環型社会づくりの推進」の一環として位置づけられ、一層のごみ減量化を推進するために必要な計画である。現行の第3次計画が平成32年度までとなっており、同年度中の第4次計画の策定が必要であるため、その資料となる策定前年度の調査実施が不可欠である。なお、基本計画を基に毎年度の「米子市一般廃棄物処理実施計画」を策定している。	鳥取市:平成27年度策定(鳥取県東部5市町と鳥取県東部広域行政管理組合が共同で策定) 倉吉市:平成23年度策定(10年計画、鳥取県中部4市町と鳥取県中部ふるさと広域連合が共同で策定) 松江市:平成29年度策定 出雲市:平成25年度策定(10年計画)	本事業の実施によって実態を反映した「一般廃棄物処理基本計画」を策定することで、市民にとってより積極的に取り組めるごみの削減目標を提示できることが期待でき、ひいては本市におけるごみの減量化の促進が図られる。	1,394	1,394	A	
	9 地域力強化推進事業	福祉保健課	平成35年度	地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決に向けて活動することができる地域づくりを推進するため、米子市社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、モデル地区(旧市内区域)の地域住民の活動や地域住民の支え合いの体制構築、地区版地域福祉活動計画の策定を支援する。併せて、住民の身近な圏域において、住民の生活上のあらゆる相談を受け止める相談支援体制を構築する。	少子高齢化の進行に伴い、地域福祉活動の担い手不足、地域の支え合いの機能の低下が深刻化しており、一方で社会的孤独や制度の狭間にある者に支援が行き届かない状況が顕在化している。また、今後社会保障費の増大が懸念される中、公的福祉サービスの一部を地域住民の支え合い活動にシフトしていく必要があるが、現状、それもままならない。 住民主体の地域福祉活動の活性化を図る必要があるため、そのためには、地域住民を支え、地域に関わるあらゆる人々を巻き込んでいくコーディネーターの配置と、地域住民の生活課題を受けとめ、支援する体制の構築が不可欠である。	松江市 地域福祉コーディネーター6名配置	①住民主体の支え合い活動、見守り活動の活性化 ②住民や地域に関わる事業者、学校、ボランティア等の連携強化 ③地区版地域福祉活動計画の策定	12,000	3,000	B	総合的な地域づくりの観点から事業の在り方を検討
	10 家計改善支援事業	福祉保健課	平成35年度	生活困窮者等自立相談支援窓口の相談者を対象に、普段の家計の消費状況を確認し、相談者と一緒になって無駄な消費をなくして家計の建て直しを図る。 現在、「自立相談支援事業」を社会福祉協議会に委託しているが、「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」の3事業の一体的な実施を国が促進しているため、本事業もあわせて社会福祉協議会へ委託するもの。	生活困窮者等自立相談支援窓口相談に来られる方の中には、借金により生活困窮に陥っている方が多い。その根本には不要な消費をするなど家計管理に問題があるケースが多い。こういった世帯に対して毎月の家計状況を把握して無駄な消費を少なくしていく等の指導・支援を行い、困難に至った原因を無くしていく必要がある。また、これまで生活困窮者自立支援事業の中の任意事業であったが、平成30年10月1日から努力義務化され、9月議会においても本事業の実施も踏まえて自立相談支援事業の強化を図ると答弁をした。	鳥取市:現在、実施しておらず、今後も実施予定はなし。 倉吉市:平成27年度より社会福祉協議会への委託により実施。平成30年度の委託費3,491,200円 境港市:未実施	生活困窮者自立相談支援窓口の利用者は年々増加している。債権整理をしても再び借金で生活困窮に陥り、生活困窮となる世帯も少なくは無く、指導・支援により、きちんと家計管理が出来るようになれば、再び借金による生活困窮になる世帯の減少が見込まれる。	5,753	1,919	C	他市の実施状況・実績から、実施に当たっては、事業の効果をも更に見極める必要があるため
	11 就労準備支援事業	福祉保健課	平成35年度	生活困窮者等自立相談支援窓口の相談者のうちの就労困難者を対象に、就労に結びつこう寄り添い型の指導・支援を実施し、自立を図る。 現在、「自立相談支援事業」を社会福祉協議会に委託しているが、「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「就労準備支援事業」の3事業の一体的な実施を国が促進しているため、本事業もあわせて社会福祉協議会へ委託するもの。	生活困窮者等自立相談支援窓口相談に来られる方の中には、引きこもりであったり、能力的に一般就労が難しい方も多い。引きこもりの方に対しては、まず、外出することから支援をはじめ、能力的に就労困難な方に対しては、履歴書の書き方、面接の受け方等、それぞれのレベルにあった支援から始め、就労による安定した収入により世帯の自立を目指す。また、これまで生活困窮者自立支援事業の中の任意事業であったが、平成30年10月1日から努力義務化され、9月議会においても本事業の実施も踏まえて自立相談支援事業の強化を図ると答弁をした。	鳥取市:平成26年度よりワーカーズコープに委託。平成30年度委託費16,699,217円(3.6人役) 倉吉市:平成28年度よりワーカーズコープに委託。平成30年度委託費3,307,986円(1人役) 境港市:未実施	生活困窮者自立相談支援窓口の利用者は年々増加している。引きこもり等、対人関係に問題のある人も多いため、寄り添い型の支援を実施することにより、社会に出られるようになる等、就労に効果があると考える。	5,753	1,919	C	他市の実施状況・実績から、実施に当たっては、事業の効果をも更に見極める必要があるため
	12 障がい児者が在宅生活支援事業(拡大部分)	福祉保健課	平成35年度	重症心身障がい児者等を新たに受け入れる事業所に対して、看護師を配置した場合に経費を補助する。 補助対象事業所に指定児童発達支援事業所と日中一時支援事業を追加する。	医療の発達により、医療的ケアを受けて在宅生活をしている児童が増えている。しかしながら、事業所設置基準で看護師等の配置が必須ではない事業所が多く、医療的ケア児を受け入れる事業所が少ない状況である。事業所への看護師配置等への補助を行うことで重症心身障がい児者等を受け入れる事業所を増やし、重症心身障がい児者等の日中活動の場を確保する。	鳥取市:…事業拡大には賛同、予算計上は未定。現在の事業でも実施している。 境港市:…事業拡大には賛同、予算計上は未定。現在の事業では実施していない。	看護師配置助成事業を行うことで、重症心身障がい児者の受け入れ先を確保し、日中活動の場所の提供や家族等の介護者の負担を減らすことで、安定した生活を送ることができ、福祉の増進が見込まれる。	2,719	1,360	A	
	13 聴覚障がい者生活支援事業(拡大部分)	福祉保健課	平成35年度	高齢の聴覚障がい者等は、正しい情報が得られず自ら情報利用ができない場合があるため、地域生活に支障があり、社会参加に制限が出てくる。高齢の聴覚障がい者等が、コミュニケーション能力の不足を補足し合い、正しい情報を得て、自ら情報利用が出来るようになる目的で、定期的集う場を設け、研修会、相談支援、助言等の日中活動を行う。平成31年度からは、スタッフの資質向上のためスタッフ会議も行う。上記事業を適切な事業運営ができる団体等に委託する。	高齢の聴覚障がい者等は、情報収集等において困難を要するため、孤立化しやすく、コミュニケーション不足から病気の重篤化が起こりやすい傾向にある。そのため、高齢の聴覚障がい者等が、正しい情報を得て、自ら情報を活用出来るようにし、地域生活への支障や社会参加への制限を防ぐ目的で事業を行う。年々、参加者数が増加しており、開催回数を月で回から月3回に増やして欲しいという要望が高まっている。 また、支援も多様化してきたため、平成31年度からはスタッフの資質向上のため、スタッフ会議も新たに行う。	西部圏域全体での実施を目標にする。 東部圏域及び中部圏域は実施していない。	コミュニケーション保障の基に、正しい情報を適切に提供していく、健康管理等に対する意識の向上を促しながら高齢の聴覚障がい者等が孤立しない環境を作る。 スタッフ会議により、多様化する案件に対応できる資質を養う。	1,137	162	B	スタッフ資質向上の取組については、内容の精査が必要
	14 米子市基幹相談支援センター設置事業	福祉保健課	平成35年度	障がい者及び障がい児に係る相談支援体制の充実のため、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障がいのある人からの相談等を総合的・専門的に、地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを市役所庁舎内に設置する。 基幹相談支援センターの運営は、民間の相談支援事業者へ委託を含めて検討する。	本市の相談支援は、一般相談を地域相談支援センターに委託しているが、サービス等利用計画を作成する相談支援事業者を含めた相談機関への指導・助言、人材育成等、またサービス提供事業者等との調整や連携強化を担う中心的機関がなく、本市の障がい福祉施策の懸念となっていた。また、障がい福祉サービス給付の適正化のため、モニタリング結果報告の評価・検証等の実施が、平成30年度から国の地域生活支援事業の必須事業に位置付けられ、これら専門性が高い業務の実施方法について検討する必要がある。	鳥取市:平成27年4月設置(鳥取市社会福祉協議会に委託) 倉吉市:平成24年度設置(中部1市4町で社会医療法人に委託) 安来市:平成29年度設置(社会医療法人に委託) 松江市:未設置	相談支援専門員等の福祉専門職により、市役所での相談機能の向上を図ることができる。また、相談支援の中核的役割を担う機関を設置することで、本市の相談支援体制の強化と充実を図るとともに、実務経験豊富な事業所に委託することにより、相談支援の事業継続性を確保することができる。 現在の本市職員体制では実施困難な専門性が高い業務について委託することにより、本市の障がい福祉サービス全体の充実及び適正化を図ることができる。	10,000	2,500	A	

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である。B…一部を見直す必要がある。C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部署	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見
平成31年度新規事業	15 地域移行・地域定着促進事業	福祉保健課	平成35年度	精神障がいのある人の地域生活移行・地域定着を推進するにあたり、長期入院・入所中の精神障がい者の把握、退院意欲の向上などの取組を行う必要があること。また、本市の精神保健福祉業務の円滑な実施のため、障がい福祉に関わる実務経験を有する精神保健福祉士を任期付職員として配置しようとするもの。	本市の精神保健業務は保健師3名を中心に実施しているが、対象者の増加により活動件数は平成29年度で1人当たり105人となっているとともに、虐待対応、権利擁護を含む困難ケースの増加や複雑化により、業務量・心理的負担とも増大している。この状況に加え、地域生活移行の取組も推進する必要があるため、精神保健業務に関わる専門職の確保が課題となっていた。	鳥取市・松江市：精神保健福祉士の任用はないが、「精神保健福祉相談員」を配置 倉吉市：精神保健福祉士の任用なし。 ※精神保健福祉相談員：精神保健福祉法48条で規定。精神保健福祉士のほか厚労省が指定する講習会を終了した保健師などから都道府県・市町村が任命するもの	精神保健に関わる実務経験を有し、保健師のアドバイザー的役割ができる専門職として精神保健福祉士を配置することにより、現在の保健師の負担を軽減するとともに精神保健福祉業務を円滑に実施することができる。 平成31年度に設置する基幹相談支援センターに配置される相談支援専門員等の福祉専門職との協働により、適切な支援を行うことができるようになる。	5,000	1,250	A	
	16 地域包括支援センター運営事業【拡大分】	福祉保健課	平成35年度	【基幹部分】地域包括支援センターは、市からの委託により、介護予防ケアマネジメント、総合相談、地域ケア会議等を実施する。また、認知症ケアの運営支援や、認知症初期集中支援チーム員業務等、認知症施策の推進も重点業務となっている。 【拡大部分】①センターの現在の業務内容や業務量を踏まえ、運営事業委託料のうち基本委託料(人件費相当部分)を増額し、人員体制整備を支援する。 ②センター職員の経験年数や職種に応じ、専門性の高い全国レベルの研修会への参加を支援する。また、包括的支援業務等に係る学識経験者等の講師を招致して、市主催の研修会を実施する。	基本委託料は、配置基準による職員一人当たり353万円で算定している。これは平成22年度当時、業務内容を勘案し独自に算定した額で、現在まで改定されたことがない。近年、介護予防ケアマネジメント業務量の増加等、負担が増大している一方、今後地域包括ケアシステムの構築、深化にあたって中核を担うことになるため、センターの機能や人員体制の整備が必要である。	【運営事業委託料のうち、職員一人当たりの人件費相当額】※鳥取及び境港市は、市直営のため参考とせず。 ○倉吉市318万円 ○松江市677万円 ○出雲市406万円 ○安来市454万円 【全国研修】○鳥取市(直営包括)・2回、計5人受講 ○境港市(直営包括)・1回、計2人受講 ○倉吉市(委託包括)・研修参加経費は、運営事業委託料に包含している考え方。 【講師招致による研修会】県内他市は未実施。	①委託料の増額により、非常勤職員または実務経験豊富な専門職員の配置を促し、常勤職員の介護予防ケアマネジメント業務の負担を軽減することで、特に地域包括ケアに資する業務及び認知症高齢者支援に関する業務への取組みを強化することが期待出来る。 ②職員に対し、研修への参加を支援することで、センター運営マネジメント力の向上による業務効率化、職員の資質向上によるセンターの機能強化を図ることができる。	21,076	4,058	B	人件費の見直しは、今後の包括支援センターの在り方を事業者と協議の上、実施すべき
17 成年後見制度利用支援事業【拡大分】	福祉保健課	平成35年度	【基幹部分】判断能力が不十分な高齢者の福祉の向上を図るため、後見等市長申立費用及び成年後見人等に対する後見報酬の助成を行う。 【拡大部分】助成件数を拡大する。	経済的問題から後見等申立費用及び後見報酬の負担が困難な認知症高齢者が増加している現状において、専門職後見人等の就任が的確かつ迅速に行われる必要がある。	【H30予算ベース】・鳥取市 11,880千円 ・倉吉市 3,006千円 ・境港市108千円	専門職後見人の就任が円滑に行われ、負債整理や財産処分等、複雑な案件を迅速に解決することが見込まれ、権利と利益の一層の擁護を図り、被後見人が安心して生活を継続して営めるようにすることができる。	1,837	355	A		
18 生活支援体制整備事業【拡大分】	福祉保健課	平成35年度	【基幹部分】高齢者支援に係る関係者のネットワーク化、地域ニーズとサービスのマッチングを行う生活支援コーディネーターを配置し、互助を基本とした生活支援体制の充実強化を図る。 【拡大・縮小部分】生活支援コーディネーターや多様な職種等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場となる協議体を第2層(公民館単位)に設置する。第2層協議体の活動を円滑に進めていくために生活支援コーディネーターを7名増員する。	単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、市が中心となって、NPO法人、民間企業、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等による多様な生活支援等サービス体制を充実していくことが求められている。 介護保険法第115条の45第2項第5項(平成26年6月25日付則)において平成30年度からは、生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置)が実施されるよう明記あり。 また、地域支援事業実施要綱においては期限の明記はないが、第1層及び第2層に生活支援コーディネーター及び、協議体をそれぞれ設置するよう明記されており、平成29年度全国課長会議にて、平成30年度中にそれを完了するよう言及あり。	・鳥取市…生活支援コーディネーターを第1層に1名、第2層に7名を市社協に委託して配置している。協議体については、第1層を設置済。第2層協議体については、現在2か所設置。 ・倉吉市…生活支援コーディネーターを第1層に1名を市社協に委託して配置。今後3人を第2層に配置予定。協議体については、第1層を近々に設置予定。 ・境港市…生活支援コーディネーターを1名市社協に委託配置。協議体については、第1層協議体を設置済み。	今後少子高齢化による介護の担い手不足等が懸念される中、本事業実施により、多様な主体による多様な生活支援の体制が構築され、地域に自発、互助の意識が芽生えるとともに、支え合いのまちづくり、住民主体の支え合い活動の創出につながる。	39,711	7,644	C	総合的な地域づくりの観点から事業の在り方を検討	
19 IoTを活用したフレイル予防モデル事業	福祉保健課	平成33年度	64歳以上の重篤な症状も要介護状態にもない市民(モデル地区：永江自治会)を対象に、タッチパネル等を用いて簡便にフレイル(要介護状態の一手前の状態)等の疑いのある者を抽出し、効果的な介入支援を早期の段階で行い生活習慣病の重症化及び要介護状態の発生を防ぐ。	市民の誰もが生涯を通じ健康に過ごす健康寿命の延伸を図るためには、生活習慣病及びフレイルの早期発見・早期支援策を講じる必要があるため。	類似事業について把握なし。	短期的には、早期の支援介入を行うことで生活習慣病の重症化及び要介護状態の発生を防ぐことができる。また、健康意識の啓発効果などが期待される。長期的には、生活習慣病の重症化予防策及び介護予防策として機能させることで介護費の節減が期待できる。	8,163	8,163	B	保健師の配置は不可	
20 がん検診事業【拡大分】	福祉保健課	平成35年度	現在は次のとおり、がん検診等の健診受診券を発行しているが、今後は40歳以上の男性すべてに受診券を送付する。 ・20歳以上の女性 ・40歳以上の米子市国保加入者、後期高齢者医療加入者 ・60歳以上の男性 ・40、45、50、55歳のふしめ年齢の男性 ・過去4年間に米子市の受診券で健診を受診したことがある者	これまで、健診受診券の発行は、職場で受ける機会が多いと思われる男性に対してはふしめ年齢で行っていた。今年度、米子市健康増進計画を策定し、「施策で働く世代の検診受診を応援する」としており、がん検診受診の機会を広げるとともに、がん検診についての啓発を行うため、広く受診券の発行を行う必要があると考える。	県内他市町村は、本市以外は40歳以上の男性すべてに送付している。	がん検診受診の機会を広げ、初期がんの早期発見・早期治療は、医療費の削減につながる。	11,178	8,178	C	本市におけるがん検診の費用対効果等を勘案した上で実施すべき	
21 5歳児健康診査事業【拡大分】	福祉保健課	平成35年度	集団行動の場面等で、発達や情緒に課題がある就学前の児童を早期に発見し、児童や保護者の困り感に寄り添いながら、早期に支援を実施する。 【事業拡大分】 ①医師による5歳児相談を二次健診に併設し、保護者の日理的な負担を軽減する。 ②課題ありで、二次健診を希望されない保護者及び課題なしで相談希望のある保護者への相談機会の設定。	早期に適切な対応を行い、併せて保護者の子育てや就学への不安の解消が主たる目的であり、児童の健全な成長のための「支援」につなげ、健診実施に留まることなく支援体制の整備も図る必要がある。		①医師による5歳児相談を二次健診に併設し、発達支援員、心理士、保健師や教育委員会指導主事とともに、困り感のある保護者や課題のある児童に対して発達相談、子育て相談、教育相談を行うことで、集団生活や円滑な就学に向けた支援策を講じることができる。②課題の有無に関わらず、相談希望のある保護者に相談機会を設けることで、より多くの児童及び保護者の困り感を解消することができる。	1,930	1,930	A		

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である、B…一部を見直す必要がある、C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部署	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見	
平成31年度新規事業	22	あかしや運営事業【拡大分】	福祉保健部こども未来局	平成35年度 こども相談課	【基幹部分】児童発達支援センターを運営し、通園する児童に対し、適切な発達支援を行うとともに、他事業所や保育所等、関係機関と連携を図り、障がい児支援の中核的役割を果たす。 【拡大・縮小部分】 ・作業療法士、言語聴覚士を配置し、より専門的な支援を行い、地域への移行支援の充実を図る。 ・中国・四国地区幼児通園施設職員研究協議会(鳥取大会)への補助金を交付する。(平成31年度のみ) ・上記の研究協議会を開催するにあたり、アドバイザーを配置する。(平成31年度のみ)	・発達支援については保育士のみで行っているが、保護者から身体機能の向上、言葉や口腔機能に係る支援についてのニーズが高く、それに応えていく必要がある。 ・研究協議会開催について、例年開催者が補助金を交付しており、実のある研究協議会となるために必要である。 ・研究協議会開催にあたり、療育支援、家族支援や地域支援についての幅広い視野を持ち、スーパーバイズできる人材が必要である。	施設設置状況 鳥取市 若草学園(定員30名)	・専門職を配置することで、児童発達支援センターの療育技術の向上と児童の地域への移行につながる。 ・研究協議会を通して、通園施設職員相互の資質向上につながり、障がい児支援の充実が図れる。	6,392	6,392	C	人材の確保等の観点からOT及びSTの配置ではなく、必要に応じて当該職員の派遣等による対応を検討すべき
	23	こども総合相談窓口運営事業【拡大分】	福祉保健部こども未来局	平成35年度 こども相談課	【基幹部分】「こども総合相談窓口」において、妊娠前から子育て期まで、利用者の目線に立った切れ目のない支援を提供することを目的に、利用者へ寄り添った相談援助を行う。 【拡大・縮小部分】①他機関連携に必要なコーディネーターの配置、②部用車の購入(2台増)(平成31年度のみ)、③子育て世代にとって大きな安心となるよう、家庭、地域、学校、医療、福祉等、子どもに関わる全ての関係者がつながり、各種の相談が必要に応じた支援など、妊娠前から学齢期にわたり切れ目のない支援を提供することを広く市民に啓発するためのフォーラムの開催(平成32年度まで)	①平成30年度の新体制により、妊娠前から学齢期までの相談支援を行っている。関係各課、保育所、学校との連携のほか、関係する事業の機関連携が重要。各担当、各事業においてはしっかりと支援を行うための動きはできつつあるが、それをスムーズにつなげるためのコーディネーター機能が不足している。 ②保育園・幼稚園等からの巡回相談件数が増加により公用車の不足を生じており、迅速な対応が困難となったうえ、相談職員が私用自動車を恒常的に使用している状況である。 ③平成30年度から実施した「5歳児よごっ子健診」を契機に就学前から小学校へのスムーズな移行支援を行うとともに、学齢期にわたり切れ目のない支援を提供する体制を整備したこと、また、「5歳児よごっ子健診」についての理解を深めることで、発達の課題の有無に関わらず、どの子どもも安心して暮らせるよう広報啓発を行う必要がある。	なし	①相談支援を行ううえで、様々な機関との連携が密になることにより相談者に対するより良いサービス提供が可能になる。 ②迅速な巡回相談対応が可能となり、相談者の満足度が向上する。 ③フォーラムを通して、子どもやその親、保護者等に対して、本市の妊娠前から学齢期にわたる切れ目のない支援体制を周知することで、困り感解決のきっかけとなり、子育て世代の負担感の軽減につながる可能性がある。	6,580	5,412	C	職員体制の見直し等(非常勤職員の常勤化を含む)で対応を検討すべき
	24	家庭児童相談室運営事業【拡大分】	福祉保健部こども未来局	平成35年度 こども相談課	【基幹部分】平成17年児童福祉法一部改正により、児童家庭相談に際しては、必要に応じて保護等の支援を行う他、幅広い女性問題に関する相談に対応する。 【拡大部分】現状3名の非常勤職員での相談対応体制を、雇用増で4名体制とする。	こども総合相談窓口の開設により、家庭相談員の関わりが必要と思われる案件が増加。子どもに関する相談については、家庭の状況やそれを取り巻く背景を踏まえた支援が必要のため、多面的情報収集のうえでのアセスメントが必須。相談員の家庭訪問や会議出席の回数が増加し、相談員が不在になる場面も生じている。現状の人員では新規相談者等個別の案件に、継続して寄り添った支援を行うことが困難な状況もある。常時相談を受ける体制が必要。	鳥取市：正規6名、非正規6名(家庭相談員兼務婦人相談員2名、家庭支援員2名、専用相談ダイヤル担当2名) 倉吉市：正規6名、非正規3名(母子父子自立支援員1名、家庭相談員兼務婦人相談員1名、児童協力員1名) 境港市：正規3名、非正規2名(家庭相談員兼務母子父子自立支援員1名、家庭相談員兼務婦人相談員1名) 米子市：正規4名、非正規3名(家庭相談員3名、婦人相談員1名)	家庭相談員の増員により、新規相談を逃さず迅速かつ適切な対応が可能となる。	4,987	4,037	C	職員体制の見直し等(非常勤職員の常勤化を含む)で対応を検討すべき
	25	婦人保護対策事業【拡大分】	福祉保健部こども未来局	平成35年度 こども相談課	【基幹部分】専門の婦人相談員を雇用し、DV被害者からの相談を受け、必要に応じて保護等の支援を行う他、幅広い女性問題に関する相談に対応する。 【拡大部分】現状1名の非常勤職員での相談対応体制を、雇用増で2名体制とする。	こども総合相談窓口の開設により、婦人相談員が関わる案件が増加している。現状の1人体制では婦人相談員の負担が大きいという、相談員不在時の対応が困難な状況。常時相談対応を行える体制が必要。	鳥取市：2名(家庭相談員兼務婦人相談員) 倉吉市：1名(家庭相談員兼務婦人相談員) 境港市：1名(家庭相談員兼務婦人相談員)	婦人相談員の増員により、新規相談を逃さず迅速かつ適切な対応が可能となる。	4,446	3,354	C	職員体制の見直し等(非常勤職員の常勤化を含む)で対応を検討すべき
	26	地域子育て支援センター事業【拡大分】	福祉保健部こども未来局	平成35年度 こども相談課	【基幹部分】子育て支援センター(5箇所)を設置して、育児についての相談・指導や子育て情報を提供する。また、子育てサークル等への地域支援活動を行うことにより、地域全体の子育て環境の向上を図る。 【拡大・縮小部分】委託による子育て支援センターの1箇所設置増(公募型プロポーザル方式)	地域交流の希薄化や核家族化により、保護者の子育てへの負担感が増加している。子育てに対する悩みを気軽に相談したり、情報を得ることができ、また、3年以内の離職者は、31.9パーセントであり、県外就職した企業に定着していない状況も見られ、新卒時の就職活動時のみならず、いわゆる第2就職期に対するアプローチを広げることで、Uターン就職を高めていく。	鳥取市…直営10箇所、委託4箇所 倉吉市…直営1箇所、委託1箇所 境港市…直営2箇所	子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化の中で、子育て中の親の孤独感や不安感の軽減のため、身近な場所で子育て親子の交流等を促進することで、地域の子育て支援機能を高めることができる。 土日祝日の開館ができて、交通の利便性が良い場所に設置することによって、利用者が増加傾向でスペース不足が課題である中、利用者の分散化が図れ、各センターで余裕を持った質の高い事業推進が期待される。	8,491	2,831	C	他の子育て支援センターの廃止と併せて検討する必要がある。また、公立保育所の統廃合後に併設する計画もあり、全体的に整理が必要のため
	27	よなごUターンプロジェクト(Uターン情報発信事業)	経済部	平成35年度 経済戦略課	市内高校出身若年層(大学生及び20代)、情報発信事業を行い、シビックプライドを醸成し、若年層の米子市内企業へのUターン就職率を高める。各高等学校の協力において、卒業時にLINE@の広報用のチラシを配布し、ターゲットに登録してもらい、「LINE@」による配信により、当市の各種情報提供を行うとともに、先輩Uターン者との関係構築、リクルーター派遣相談会等を開催し、関係密度をあげ、Uターンの意識づけを行う。	県内出身高校生のうち、新卒就職時点でUターン就職者は32.8パーセントであり、若年層の流出は当市にとっても非常に痛手である。また、3年以内の離職者は、31.9パーセントであり、県外就職した企業に定着していない状況も見られ、新卒時の就職活動時のみならず、いわゆる第2就職期に対するアプローチを広げることで、Uターン就職を高めていく。	直接的にUターンを呼びかける情報発信事業は数多く見受けられるが、シビックプライドの醸成やクーポン配布といった緩急織り交ぜた情報発信事業は、近隣自治体では存在を確認できない。	市外または県外に進学した後も、米子の企業情報はもちろんのこと、生活・イベント、文化・歴史といった情報を受け取ることで、意識の片隅に常に米子を置いてもらい、大学在籍時の就職活動時期と離職時期に、Uターン就職を検討してもらうことで、若年層のUターンが促進される。	2,896	896	B	施策目的の有効性を高めるため、事業内容を精査すべき
	28	よなご未利用エネルギー活用調査事業	経済部	平成31年度 経済戦略課	本市には、下水処理施設、内浜処理場が存在する。この施設の処理過程で発生する「消化ガス」を、地域に存在する未利用のエネルギーとしてとらえ、このエネルギーを活用した新産業を創出すべく、民間活力を活かしながらその事業可能性を調査する。具体的には、消化ガスの発生量を増加させる仕組みづくり、ガス発生量の時間及び季節変動等を計測することにより、事業が持続的に成立するが調査する。	下水処理過程で発生する消化ガスは、現在、一部を処理効率を向上させるための加温ボイラーに使用されているが、燃焼破壊されている部分が存在する。他市では、消化ガスをコージェネレーションに投入し電気と熱をつくりだし、地域で活用する事例が増えている。	下水処理過程で発生する消化ガスを利用した発電事業は全国的に広く普及しており、県内では、鳥取市でも導入済である。ただし、一定の規模(消化ガス量)が必要のため、鳥取市では不足分を補う目的で重油ボイラーが併用されている。	事業可能性が検証されることにより、未利用だった消化ガスで、新たなエネルギー事業が生み出される。また、消化ガスは汚泥が発生するため、ガス量の増加は汚泥減少をもたらす。したがって、副次的な効果として、汚泥処分費が下がることが見込まれる。	3,780	3,780	A	活用調査事業に伴う設備改修等の必要性、事業実施しない場合の対応等を精査した上で実施

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である、B…一部を見直す必要がある、C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当課名	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見
平成31年度新規事業	29	コンベンション開催補助事業	経済部文化観光局 観光課 平成35年度	本市で開催されるコンベンションについて、一般財団法人とつくりコンベンションビューローの支援と併せて本市でも独自の支援を行うことでコンベンションを誘引し、宿泊拠点都市としての機能強化及び継続発展を図るもの。 対象及び交付額：従来当財団から開催助成金の交付を受けていた団体に対し、差額を交付 ※H31より変更されるとつくりコンベンションビューローからの助成額：中四国ブロック規模のコンベンション＝従来の1/2、毎年開催のコンベンション＝助成無し	コンベンションの開催による経済波及効果は非常に大きなものであるため、第3次総合計画にも掲げられているように、コンベンションの誘致は本市の重要な施策である。現在、一般財団法人とつくりコンベンションビューローが、鳥取県と本市からの補助金により、コンベンション開催への助成を行っているが、平成31年度から一部コンベンションについて助成が減額又は交付対象外となることを受け、本市におけるコンベンション誘致・開催及び経済効果への影響に鑑みて、本市として独自の支援を行うものである。	鳥取市 鳥取市観光協会を通じ、独自にコンベンション開催補助金の交付を行っている 倉吉市 独自にコンベンション等誘致支援助成金の交付を行っている (現在は一般財団法人とつくりコンベンションビューローよりコンベンション開催助成金の交付を受ける場合は対象外としているが、H31以降については検討中。)	継続してつくりコンベンションビューローを支援するべく本市としても助成制度を設けることで、他の地域に引けを取らないコンベンション誘致活動を行うことができる。	1,450	1,450	B	補助の内容について精査が必要
30	地域おこし協力隊を活用したインバウンド推進事業	経済部文化観光局 観光課 平成33年度	地域おこし協力隊を活用して、外からの目線やしらみのない柔軟な発想で、海外に向けた本市を中心とした広域観光ルートの開発や観光客受入体制整備等、及び都市人材のノウハウやネットワークを活用した新たなインバウンド対策に係る業務に取り組むもの。	近年、外国人観光客特に個人旅行者(FIT)の増加が著しい。市としても、外国人観光客の取り込みに注力することは、これからの観光振興を換算する上で必要不可欠なことであるが、現時点においてはその取り組みは十分であるとは言い難い。そこで、市だけで事業を行うのではなく、インバウンドを専門とする団体と協力することで、外国人観光客増大を図ることが必要となる。		山陰インバウンド機構等との連携を図ることにより、市と一体となった事業の展開を見込むことができる。	4,042	4,042	A		
31	皆生温泉マリンアスレチック補助事業	経済部文化観光局 観光課 平成35年度	皆生温泉海水浴場の開設期間にあわせ、海水浴場付近の海上に、民間事業者がマリンアスレチック(40m×25mの道具)を設置する計画があることから、この事業者に助成して、事業者が各種メディア(テレビや情報誌等)を使って行うマリンアスレチックのPRにあわせて、現在皆生で体験できるサップやカヤック、バナナボート等のアクティビティのほか、皆生温泉の観光情報を発信することで、山陰や、山陽・四国方面から皆生温泉への誘客を図る。	皆生温泉の宿泊客は減少傾向にある。平成29年度は389,032人で40万人を割っており、平成30年度も平成29年度と同程度で推移している。宿泊者増を図るためには、皆生温泉の特色である「海」「砂浜」を活用した皆生温泉の魅力向上を図る施策や、夏の宿泊客や入込み客をターゲットとして他の季節への誘客につながる取り組みが必要である。	マリンアスレチックは、近隣エリアでは、浦富海水浴場、北浦海水浴場に設置されている。(夏のシーズン) 岩美町、松江市ともに事業者に助成は行っていない。	・山陽・四国方面をターゲットにPRすることで、皆生温泉の宿泊客及び海水浴客の増加が期待できる。 ・入場券を旅館の宿泊とセットにしたり、他のアクティビティを組み合わせた皆生温泉独自の宿泊商品が作れる。 ・海水浴客が少ない、夏休み前後の時期の誘客が見込める。 ・マリンアスレチックの利用者数(見込み)は、年間約1万人 ⇒1日平均240人(1時間30人×8h)×45日＝10,800人	5,000	5,000	C	営利性が高い事業内容であるため、公の補助にまじまないため	
32	米子市観光パンフレット&ポスター制作事業	経済部文化観光局 観光課 平成31年度	米子市全域を対象とした観光パンフレットを内容を刷新して制作する。 平成30年度中に日本語版の版下を作成し、平成31年度に日本語版の印刷と外国語版の作成を行う。 また、新たに米子市のPR用のポスターを制作する。 ※制作にあたっては、秘書広報課プロモーション推進室と協議しながら行う。 プロモーション推進室へ解済み。	現在の観光パンフレット「米子SIZE」は発行から10年が経過し、部分的に内容の修正更新はしているものの、デザインや内容が古くなり、米子市の魅力を伝えきれていない。内容を一新して、現在の米子市がアピールしたいこと等がきちんと伝わるパンフレットを制作する必要がある。 また、米子市のPR用のポスターを作成することで、県外や県内でのプロモーション活動や、イベントや会合などで県外からの来訪者に米子市の魅力を紹介・プロモーションできる。		本市の魅力を的確に伝えることにより、本市のイメージアップ及び観光客等の増加が期待できる。	6,027	6,027	B	財源の確保、実施主体について検討が必要	
33	観光案内看板設置事業	経済部文化観光局 観光課 平成33年度	平成30年度に、泰山公園の観光看板2か所、旧加茂川沿いの観光看板1か所を多言語化し整備したが、継続して多言語看板の設置を進めることで、外国人観光客も含めた観光客の米子城跡及び城下町周辺の街歩きのための環境を整える。 ・米子駅から米子城跡までの間に3か所(2か所は新設、1か所は既存看板の盤面修正) ・主要道路としての国道9号線沿いの観光案内看板の盤面修正(2か所)	平成30年度に板面の老化が激しいものや倒れる危険性のあるものなど、緊急性の高い観光案内看板の修繕、立て替え等を行った。しかし、いまだに米子の街は観光で歩かためには、案内看板の不足及び内容の不備が多く見受けられるため、案内看板を含めた観光客の米子駅から米子城跡、城下町、商店街、彫刻ロード等への街歩きを誘導するには、継続して観光案内看板を整備することが必要である。		観光案内看板の整備を進めることで観光客の街歩きを推進することにより、市内の各観光ポイントの良さを体感してもらい、リピーターを含めた誘客につながる。 また、それらの看板の多言語化を図ることにより、近年増加する外国人観光客の利便性の向上及び一層の誘致を図る。	2,304	1,304	B	財源の確保について検討が必要	
34	米子映画祭開催支援事業	経済部文化観光局 観光課 平成33年度	全国的に認知度が高まっており、県外からの集客力が高い当市最大のポップカルチャーイベント「米子映画祭」の開催支援を行う。	本市は、ポップカルチャーによるまちづくりを推進しているが、現在全国的に注目されているのが、米子映画祭である。これまで8回開催されているが、有名映画監督や著名人が多く参加しており、米子映画祭を通じて、当市のPRが行われている。また、このイベントを目当てに多くの若手クリエイターが参加しており、当市が映画の新たな「聖地」として認識されつつあることから、この機を捉えてイベントのテコ入れを図る必要がある。		当イベントの開催により、確実な全国からの集客が期待でき、当市の効果的なPRが行われている。また、駅前通りの賑わい創出や地域経済の活性化につながることもできる。更には若手クリエイターが集結する「聖地」化することにより、恒常的な観光客誘客につながる。	1,800	1,800	A		
35	全国ろうあ者体育大会開催支援事業	スポーツ文化振興課 平成31年度	2019年9月19日(木)～9月22日(日)に鳥取県、鳥取県内で開催される競技について鳥取県と開催市町(鳥取市、倉吉市、北栄町)と合わせて開催経費の一部を補助する。	全国ろうあ者体育大会は、11種目の競技が開催され、参加者は1,500人前後、大会役員、応援等も含めると約4,500人が集まる大規模大会であり、県、他市町と協調し、大会を成功裡に導くことが必要である。	鳥取県 4,000千円 鳥取市 1,000千円(バドミントン、バスケット競技開催) 倉吉市 300千円、北栄町 200千円(両市町でソフトボール競技開催)	補助金を交付し、大会を支援し成功させることにより、障がい者スポーツの普及振興につながる。 また、米子市では開会式とバレーボールとサッカー競技が行われるが、大会期間中は選手約350人と大会関係者が来場するため、それに伴う経済効果も見込まれる。	1,000	1,000	A		
36	米子城 魅せる！プロジェクト2019 米子城跡ライトアップ2019 春の陣(桜の陣)	経済部文化観光局 観光課 平成33年度	米子城の魅力発信事業である「米子城 魅せる！プロジェクト」にて実施されている米子城跡ライトアップを、10連休となるGW期間中に実施し、さらなる誘客促進を図るとともに、「Yonago ヒカリなマチ プロジェクト」の一環として、米子市光を楽しむ街をアピールする。普段米子城跡を訪れない層へも魅力発信を行う。	昨年度、米子城跡の観光資源としての活用として、夏季・秋季に米子城跡ライトアップを行い、市内外からの観光客の増加など実績を挙げている。今後、「Yonago ヒカリなマチ プロジェクト」の一環としてライトアップの定着化を図るため、10連休となるGW期間中に開催し、誘客促進につなげる。さらに、観光協会や米子観光まちなか案内所等、関係団体、民間事業者との連携を密にし、今後有効活用できる観光資源としての価値を固めることが必要である。	松江市においては、一年を通して国宝松江城を活用した多種多様なイベントを打ち出し、その象徴としてライトアップが重要なコンテンツとなっている。	『米子城 魅せる！プロジェクト』として魅力発信に努めてきた米子城跡のさらなる観光資源としての活用として、城好き以外への誘客促進による地域経済の活性化が期待される。また米子城を活かした事業の一例として企業・団体へのアピールにもつながり、地域を結び付け、一体的な発信をすることによって、エリアとしての魅力の増進を図ることができる。	2,000	2,000	A		

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である。B…一部を見直す必要がある。C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当課名	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見
平成31年度新規事業	37	Yonago ヒカリ☆マチアートプロジェクト ～街にあふれる光のアート～	文化振興課	市内及びその周辺地域にある歴史や文化、自然といった地域資源に文字どおり光を当て、様々なイルミネーション等によりアーティスティックな夜の魅力を発信する「Yonago ヒカリ☆マチプロジェクト」の取組にあわせ、民間と行政が一体となり実行委員会を設置し、チームラボとの連携により体験型近未来アートミュージアムを美術館で展開する。また、連携する米子市観光協会において本企画を行程に含むツアー造成及び旅行代理店等へのプロモーション活動を行い、本市の誘客促進の起爆剤とする。	本市が「歴史と文化に根差した街づくり」「商売繁盛の街づくり」といった政策の一環として、米子城跡などの歴史遺産の活用・整備、皆生温泉、城下町米子などの観光地の活性化、「星取県」の取組なども運動しながらのナイトタイム・エコミの推進による経済活性化などを進める中、光をテーマにしたシンボリックなイベントとしてデジタルアートを美術館で展開し、国内外からの観光誘客を図るとともに、芸術や地域の歴史・文化などに対する関心を高め、将来を担う人材の育成等地域活性化を図るため。	市内及びその周辺地域にある歴史や文化、自然といった地域資源に文字どおり光を当て、様々なイルミネーション等によりアーティスティックな夜の魅力を発信する「Yonago ヒカリ☆マチプロジェクト」の取組にあわせ、民間と行政が一体となり実行委員会を設置し、チームラボとの連携により体験型近未来アートミュージアムを美術館で展開する。また、本企画との各種事業の連携により、国内外からの誘客促進と中心市街地活性化の起爆剤とする。	本市が「歴史と文化に根差した街づくり」「商売繁盛の街づくり」といった政策の一環として、米子城跡などの歴史遺産の活用・整備、皆生温泉、城下町米子などの観光地の活性化、「星取県」の取組なども運動しながらのナイトタイム・エコミの推進による経済活性化などを進める中、光をテーマにしたシンボリックなイベントとしてデジタルアートを美術館で展開し、国内外からの観光誘客を図るとともに、芸術や地域の歴史・文化などに対する関心を高め、将来を担う人材の育成等地域活性化を図るため実施する。	41,500	2,500	A	
	38	とっとり芝生産振興事業	農林課	○対象者：鳥取県芝生産指導者連絡協議会の会員、または会員に対して販売委託している生産者、または生産組織、法人 ○目的：本補助金は東京五輪の開催等、芝需要が期待される生産拡大の好機に担い手の育成・確保、日本芝・西洋芝(ティント)の面積拡大を図ることにより、全国2位(鳥取県)の芝産地の活力増進と芝ブランド強化を目指す。 ○手段：上記の対象者が実施する①芝の規模拡大、②高付加価値化の新品種普及の加速化、③新技術の導入に係る費用の一部を支援する。	米子市には、農業の後継者不足等の理由から遊休農地が広がり、景観、環境、土地利用などの様々な諸問題が存在している。そのような中で、芝は遊休農地を解消しての生産が可能であること、米子市の特徴である「平地」および「豊富な地下水」が芝の生産に適していることから、県中部で生産が盛んな和芝との種子混入を避けるためにも米子市で西洋芝の振興を図り、米子市の新たな特産品になり得る可能性を有しているため、生産に対する支援が必要がある。	鳥取市、琴浦町、北栄町で実施予定	①行政課題である遊休農地の解消 ②米子市の新たな特産品の創出	2,400	800	A	
	39	米子市特定空家等除却補助事業	都市整備課	平成30年度作成する米子市空家等対策計画に基づき、著しく管理が不全な特定空家等を対象として、所有者等が自ら特定空家等を除却する場合に除却費用の一部を補助する。	人口減時代に突入り、既存建物の老朽化や家族構成の変化等を背景に、周辺環境に悪影響を与える空き家が市内に増加している。特に著しく管理が不十分で荒廃が進んでいる特定空家等は、倒壊等保安上の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が懸念されることから、特定空家等の除却を促し、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る必要がある。	鳥取市：不良建物(空き家) 補助率1/3(上限300千円) 倉吉市：不良住宅(空き家、罹災住宅) 補助率4/5(上限1,200千円) 境港市：特定空家又は不良住宅(住宅) 補助率4/5(上限1,200千円) 特定空家又は不良住宅(倉庫、作業場等) 補助率2/3(上限1,200千円)	補助制度を創設し、所有者等が自ら特定空家等の除却に取り組みやすい環境を整備することで、所有者等による特定空家等の除却が期待できる。これにより、生活環境の保全を図ることができ、地域住民が安心・安全でいつまでも快適に住み続けられるまちが形成される。	12,000	3,000	A	
	40	空家等対策事業【拡大分】	都市整備課	市内に所在する適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、当該空家等の所有者等に対し、建物の適切な管理の要請や改善指導等を行っている。 所有者が適切な管理を行わない倒壊の危険性の高い建物について、除却する必要があるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式執行を行う。	本来、建物の所有者は、その所有する建物を適切に管理しなければならないが、様々な理由によって適切な管理を行っていない危険な建物について略式執行による除却を行うことにより、建物の倒壊等による事故等を防止し、安全で安心な市民生活を確保するために必要である。	鳥取市 1件(平成28年度)	倒壊の危険性が高い建物を除却することによって、安全で安心な市民生活を確保することができる。	4,500	4,500	A	
	41	合併処理浄化槽設置整備事業	下水道課	下水道事業計画区域外または区域内であっても当分の間下水道等の整備が見込まれない地域において、くみ取り槽又は単独処理浄化槽等を廃止して合併処理浄化槽を設置する個人及び事業所等を対象に、補助制度を拡大することにより合併処理浄化槽への切替を促進する。	国は平成38年度末を目途に汚水処理の概成を目指すこととしているが、本市の公共下水道は、現状の整備状況では整備完了までに期間を要する見込みである。 このため、公共下水道の早期整備が困難な区域において、現行の合併処理浄化槽設置補助制度を拡大し合併処理浄化槽の普及促進を進め、生活排水処理対策を進める必要がある。	鳥取市、倉吉市、境港市などで実施	くみ取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を促進することにより、生活排水による公共水域の水質汚濁の防止、生活環境の保全及び公衆衛生の向上が期待出来る。	91,500	53,409	A	
	42	小学校学校図書館運営事業【拡大分】	教育総務課	児童の読書活動や読書指導の場である「読書センター」、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」、情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」として学校図書館を運営し、各校1名ずつ学校司書(非常勤職員)を配置しているが、低い雇用条件を改善し雇用を確保するとともに、通年雇用にすることで、夏休みも学校図書館を開館し、児童の読書活動や学習支援ができる体制を整え、学校図書館の充実を図る。 【拡大部分】①年間11月の雇用(夏季休業中雇用無し)➡通年雇用 ②週28時間勤務➡週30時間勤務 ③報酬月額100,900円➡報酬月額123,300円	学校司書の報酬月額が月額100,900円と市の一般事務職員や学校主事の月額123,300円と比べ、低額な報酬額のため、雇用の確保に苦慮している。一方、学校では、図書館の開設等、学校司書の重要性が益々高まる中、週28時間の勤務時間では、勤務時間の確保に支障が出ており、週30時間は必要である。また児童が時間的余裕のある夏休み中に、学校司書を雇用し、学校図書館が開館することで、空調設備の整った中で、読書活動や自由研究などが可能な体制づくりについて校長会から要望書が提出されている	別紙各市の学校司書雇用状況資料参照	現在、学校において空調設備が完備してある教室は限られている中、すべての学校において空調設備がある学校図書館を、学校司書を夏休み中も雇用することにより、読書の時間や学習や自由研究の時間として図書館を利用することが可能となり、生徒の学力向上に資する子どもたちが安全に通うことができる。身近な学習センターとしての役割が期待される。また、勤務時間数を適正化することで、司書教諭をはじめ教員の多忙の増大を防ぐことにもつながるとともに、報酬月額をはじめ雇用条件を改善することにより雇用の確保が図りやすくなる。	16,491	16,491	C	司書の配置時間を延長する必要性を再検討する必要があるため。また、職員の勤務体制の変更を伴うため、慎重な判断が必要なため
	43	中学校学校図書館運営事業【拡大分】	教育総務課	生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」、授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」、情報収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」として学校図書館を運営し、各校1名ずつ学校司書(非常勤職員)を配置しているが、低い雇用条件を改善し雇用を確保するとともに、通年雇用にすることで、夏休みも学校図書館を開館し、生徒の読書活動や学習支援ができる体制を整え、学校図書館の充実を図る。 【拡大部分】①年間11月の雇用(夏季休業中雇用無し)➡通年雇用 ②週28時間勤務➡週30時間勤務 ③報酬月額100,900円➡報酬月額123,300円	学校司書の報酬月額が月額100,900円と市の一般事務職員や学校主事の月額123,300円と比べ、低額な報酬額のため、雇用の確保に苦慮している。一方、学校では、図書館の開設等、学校司書の重要性が益々高まる中、週28時間の勤務時間では、勤務時間の確保に支障が出ており、週30時間は必要である。また生徒が時間的余裕のある夏休み中に、学校司書を雇用し、学校図書館が開館することで、空調設備の整った中で、読書活動や自由研究、受験勉強などが可能な体制づくりについて校長会から要望書が提出されている	別紙各市の学校司書雇用状況資料参照	現在、学校において空調設備が完備してある教室は限られている中、すべての学校において空調設備がある学校図書館を、学校司書を夏休み中も雇用することにより、読書の時間や学習や自由研究の時間として図書館を利用することが可能となり、生徒の学力向上に資する子どもたちが安全に通うことができる。身近な学習センターとしての役割が期待される。また、勤務時間数を適正化することで、司書教諭をはじめ教員の多忙の増大を防ぐことにもつながるとともに、報酬月額をはじめ雇用の確保が図りやすくなる。	7,162	7,162	C	司書の配置時間を延長する必要性を再検討する必要があるため。また、職員の勤務体制の変更を伴うため、慎重な判断が必要なため

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である。B…一部を見直す必要がある。C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部署	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由/意見
44	特別支援学校児童生徒通学支援委託事業	教育委員会事務局	平成35年度	本市在住の児童生徒であって鳥取県立特別支援学校に通学する際に以下の①～④の要件をすべて満たすとき、当該児童生徒の通学のための送迎を本市が事業者へ委託し、その通学を支援する。 ① 自宅から県立特別支援学校までの通学距離が概ね10km以上であること。 ② 県立特別支援学校に寄宿舎が附設されていないこと。 ③ 県立特別支援学校の通学バス路線がない地域に居住していること、または医療的ケアが必要なため通学バスに乗りできないこと。 ④ 公共交通機関を利用して通学することが困難であること。	既にH29年度の年度途中から通学支援の必要な児童が1名いるが、本市では予算措置がないため県が緊急的な支援をしている。県は直接的な支援事業はしない方針のため、H31年度以降は本市が事業を実施する必要がある。	H30年度は、倉吉市、境港市で実施。 鳥取市は実績はあるが、現年度は対象者なし。	・通学中の医療ケアを安全な状況で看護者が行うことができ、通学の安全の確保及び保護者の負担が軽減できる。 ・通学困難を理由に就学できない児童生徒の解消。 ・本市の教育支援委員会、特別支援学校と情報を共有しながら支援の適否を検討することで、就学前からの切れ目ない支援体制の強化につながる。	3,996	0	A	
45	部活動指導員活用事業	教育委員会事務局	平成35年度	・中学校における部活動の指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図る。 ・部活動指導員が顧問となることで、これまで教員が部活動指導に費やした時間を大幅に削減し、教員の多忙化解消を図る。 ※米子市日吉津村中学校組合も含む。	現在、全国の中学校運動部活動担当教員のうち、担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技経験がない教員の割合が45.9%にのぼる。専門的な知識や技能を有する指導者が指導することは部活動の質的な向上につながる他、教員の負担軽減にもつながる。部活動指導員を配置することで、生徒はより専門的な指導を受けることができ、教員はこれまで部活動指導に費やした時間を教材研究や教育相談等の時間に充てることが可能となる。	○鳥取市 平成30年度:7校14名配置 ○倉吉市 平成30年度:配置なし ○境港市 平成30年度:配置なし	○教員の働き方改革 ・部活動指導に係る時間を削減でき、教材研究や生徒との面談時間等に時間を充てることができる。 ・経験のない競技などの指導することによる心理的負担を軽減できる。 ○部活動の質的向上 ・正しい理解に基づく技術指導を受けることができる。 ・生徒は個々の能力に応じた、より適切な練習法を学ぶことができる。	3,202	1,074	A	
46	スクールソーシャルワーカー活用事業【拡大分】	教育委員会事務局	平成35年度	社会福祉士の資格をもつスクールソーシャルワーカー2名の配置時間を500時間拡大することで、多様化・複雑化するケースへの対応を充実させるとともに、日頃から各小中学校を定期的に訪問し児童生徒の様子を確認するなど、予防的な取り組みを行う。	現状、対応ケースが増加傾向にあり、これまで参加してきた会議や定期的な学校訪問の回数を取りやめることで、時間を確保している。現時点でニーズに対して不足している時間が以下の通りあり、年間500時間の拡大が必要である。 【1人あたりの不足時間】①移動時間 月平均で約15時間(年間約180時間) ②勤務時間外の相談 月平均で約3時間(年間約36時間) ③小中学校の生徒指導部会などの会議、研修への参加 月平均で約2.5時間(年間約30時間) ④米子市学校計画訪問の欠席時間が1校あたり2時間(年間34時間) ⑤定期的(2ヶ月に1回)な学校訪問1校当たり1時間、月平均17時間(年間204時間)	○鳥取市 5名配置(H31年度8名) ○倉吉市 3名配置 ○境港市 1名配置(H31年度2名)	教育と社会福祉について専門知識と技能を有するSSWが定期的に小中学校を訪問したり、関係機関を含めたケース会議のコーディネートを行ったりすることにより、児童生徒が抱える諸問題の早期発見、迅速な初期対応、多様な効果的な支援を行うことができる。	3,990	1,330	A	地方交付税の範囲内を目安に検討
47	にこにこサポート支援事業(拡大分)	教育委員会事務局	平成35年度	小・中学校の通常学級に在籍する発達障がいなどの診断のある、または発達障がいなどの可能性のある児童生徒に対して、学校としての適切な対応ができるよう、現在の小学校各校1名計23名の配置から、中学校(箕敷屋中学校を含む)11校にも配置するため、11名増の34名の配置を行う。	全国的な傾向は本市においても同様で、この5年間の発達障がいなどの診断を受けた児童生徒の数は次の通りである。26年度小学校387人、中学校165人(以下同順)、27年度472人、175人、28年度457人、191人、29年度434人、236人、30年度456人、257人で、特に中学校ではこの5年間で1.5倍の人数となっている。中学校段階での一番の課題は進路保障であり、発達障がいの特性に応じたきめ細やかな指導を行うことは必須である。また、学力不振から進路への不安が高まり、不登校等の深刻な二次障害へ進行するリスクが高まる時期でもある。そのような背景から中学校長会からも学校支援員の配置の要望が上がっている。これらのことから、発達障がいの診断を受けた、またはその可能性のある生徒に対して、学校支援員による、より質の高い支援を継続して行うことは喫緊の課題である。	県内他市においても中学校に配置している。 境港市:平成30年度中学校3校6名(各校2名)、小学校7校14名(各校2名)29年度も同様 倉吉市:平成30年度中学校5校5名(各校1名)、小学校11校11名(各校1名)29年度も同様 鳥取市:平成30年度中学校13校13名、義務教育学校3校4名、小学校42校42名 平成29年度中学校16校16名、小学校43校43名	発達障がいを背景とした(発達障がいの可能性も含む)学習不振、問題行動、集団生活不応、不登校等に対して早期からの対応が可能となり、不適応状態の深刻化や二次障がいへの進行の未然防止や、学級が機能しない状況の減少が期待される。 よりきめ細やかな支援が可能となり、自尊感情、学習意欲の高まりから学校生活の充実から不登校児童生徒数の減少、および学力の向上が期待される。	11,210	11,210	B	地方交付税の範囲内を目安に検討
48	なかよし学級運営事業【拡大】	福祉保健部こども未来局	平成35年度	①市内23小学校のなかよし学級指導員の行う保育の質の維持・向上のため、統括指導員の指導・監督は不可欠であり、相応の経験と資質が必要な職種であることから、相応の報酬額への増額を行うもの。 ②崎津なかよし学級を1学級から2学級に増やすに当たり、運営を委託しているNPO法人さきつづくらぶへの委託料を増額する。	①統括指導員は、各学級の指導のみならず、発達に課題がある児童への対応に係る指導や保護者対応、小学校との連絡調整を円滑に行っており、放課後児童健全育成には必要な人材である。また、これまで学級の増設、開級時間の延長など事業拡大を行い、業務量が増えているにもかかわらず統括指導員報酬は据え置いていた。 ②30年度まで1学級で運営をしていたが、入所児童が増加した(30年度10月現在で63人)ことにより、国の推奨する1単位あたりおおむね40人を超えているため、2学級に分ける必要がある。		公立での学童保育の円滑な運営を行うことができる。	165,831	39,471	B	詳細な実施内容について、要検討
49	ひとり親福祉事業【拡大分】	福祉保健部こども未来局	平成35年度	母子・父子自立支援員は、年々増加する相談業務により現行職員1名での対応が難しく、恒常的な時間外勤務も発生していることから、体制を整えるため増員を図るもの。 現行、母子・父子自立支援員(非常勤職員)を1名から、2名に増員する。	年々増加する相談業務に現状の体制では対応が困難なことから、体制強化を図る。 相談回数の推移 H25:193(1) H26:411(14) H27:623(11) H28:805(57) H29:826(47) H30:503(9)/7月 (1)内は父子対象職員時間外 H28:297時間/年 H29:262時間/年 H30:123時間/7月	鳥取市:母子・父子自立支援員(非常勤)1名 H30年度より 母子・父子自立支援協力員(嘱託)1名 相談件数 H28:779 H29:826 H30見込:730	支援員を増員することにより、よりきめ細かな支援につながり、母子・父子家庭の自立を促すことができる。経済的自立を図ることができれば、世帯収入の増加により、児童扶養手当の支給額の抑制にも繋がる。	2,549	2,549	A	非常勤職員の勤務体制について精査が必要

平成30年度事務事業評価対象事業評価結果一覧(事業費が100万円以上の事業のみ)

評価結果：A…計画どおり実施するのが適当である、B…一部を見直す必要がある、C…現時点で実施するのは適当でない

整理番号	事務事業名	担当部課名	終了年度	事業の概要	事業の必要性	他市の状況	事業実施により期待される効果	事業費(千円)	一般財源(千円)	評価結果	理由・意見	
平成31年度新規事業	50	公立保育所運営事業【拡大】	福祉保健部子ども支援課	平成35年度	・公立保育所の認定こども園移行のための体制整備を行うため、幼稚園教諭免許休職中の現保育士を保育教諭にするため、幼稚園教諭の免状更新手続きを行う費用を計上する。 ・保育士資格のみ保有の保育士については、幼稚園教諭の取得手続きのための費用を計上する。	公立保育所の建て替えに併せ、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行を目指す。認定こども園には、保育士保育教諭が必要であり、現在、在職の職員について、資格を整えるため。 また、今後行われる職員採用については、現行の保育士資格のみではなく、保育教諭を有する者とする。	県内他市で公立の認定こども園の設置はない。	認定こども園への円滑な移行を図ることができる。	3,127	1,577	A	認定こども園への移行とセットで計画的に実施することができないか検討
	51	私立保育所等支援事業、公立保育所運営事業【拡大部分】	福祉保健部子ども支援課	平成35年度	①私立保育所等で医療的ケア児の受け入れを行う事業所に対し、現行の職員配置充実事業を拡充して補助を行い、受入体制を整備する。 ②公立保育所において、医療的ケア児の受け入れ体制を強化するため、看護協会からの派遣による看護師の配置を行い、職員体制、保育環境の整備を行う。また、看護師の雇用を検討する。	平成28年度から受け入れを開始し、現在公立3名、私立1名の医療的ケア児を受け入れているが、さらに7名の相談をすでに受けている現状がある。児童福祉法24条において、市町村には保育の実施義務があり、医療的ケアが必要な児童についても体制を整え受け入れを行っていく必要があるため	近隣市町村での医療的ケア児の受け入れ実績はない	子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保することができる。	18,616	16,782	A	職員体制の見直し(保育士の加配設置)が必要